

三郷市障がい者就労支援ネットワーク会議実施要領

平成31年 1月24日 承認
改正 令和 2年 8月18日 承認
改正 令和 5年 1月25日 承認

1. 趣 旨

障がい者一人ひとりの希望に応じた就職を実現するためには、雇用、福祉、教育、医療の連携が不可欠である。三郷市地域自立支援協議会（現 三郷市障がい者地域生活支援協議会）就労支援部会での活動結果を踏まえ、各機関の適切な役割分担、障がい者のニーズに対応した長期的な就労支援を総合的に行うため、三郷市障がい者就労支援ネットワーク会議（以下、「ネットワーク会議」という）を設置し、三郷市障がい者就労支援ネットワークを構築する。

2. 協議事項

ネットワーク会議は次に掲げる事項を取り扱う。

- (1) 障がい者の就労の促進に関すること
- (2) 関係機関の連携及び協力、並びに情報の共有に関すること
- (3) 三郷市内における障がい者就労支援ネットワークに関すること
- (4) 障がい者の就労支援にたずさわる人材の育成及び技術の向上に関する
こと
- (5) その他障がい者の就労支援を推進するために必要な事項に関すること

3. 組 織

ネットワーク会議は、三郷市における障がい者の就労支援に関連する別表に掲げる関係機関により組織する。

4. 秘密の保持

ネットワーク会議の出席者は、在職中及び退職後も、ネットワーク会議の活動を通じて知りえた個人情報を、正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

5. 事務局

ネットワーク会議の事務局は、三郷市が担当する。

6. そ の 他

この要領に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に必要な事項は、ネットワーク会議の話し合いに基づき、三郷市が定める。

(別表)

公共職業安定所
埼玉県障害者雇用総合サポートセンター
特別支援学校
障害者就業・生活支援センター
就労移行支援事業所
就労継続支援A型事業所
医療機関（精神科デイケア）
相談支援事業所
三郷市福祉部 障がい福祉課
三郷市障がい者就労支援センター
その他ネットワーク会議が必要と認める者